

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

平成20事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は3件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

《審査会における審議状況》

第117回審査会	(H20. 7. 9)	公認会計士4名
第123回審査会	(H20. 10. 22)	監査法人夏目事務所及び公認会計士2名
第138回審査会	(H21. 6. 16)	公認会計士1名

事案1

第117回審査会（平成20年7月9日開催）において、三洋電機株式会社が作成した財務書類について、証券取引法に基づき、旧中央青山監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士4名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成20年7月11日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

三洋電機株式会社（以下「三洋電機」といいます。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づき、旧中央青山監査法人の業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）として監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成20年7月11日）、下記の懲戒処分を行いました。

記

○公認会計士

（1）処分対象及び内容

- ・公認会計士2名について
業務停止2年（平成20年7月18日から平成22年7月17日まで）
- ・公認会計士1名について
業務停止6ヶ月（平成20年7月18日から平成21年1月17日まで）
- ・公認会計士1名について
業務停止9ヶ月（平成20年7月18日から平成21年4月17日まで）

（2）処分理由

各公認会計士は、三洋電機の平成13年3月期から平成17年3月期の財務書類に係る監査において、それぞれ、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類

を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・公認会計士 2 名（平成 13 年 3 月期～平成 17 年 3 月期）
- ・公認会計士 1 名（平成 13 年 3 月期～平成 15 年 3 月期）
- ・公認会計士 1 名（平成 16 年 3 月期～平成 17 年 3 月期）

《事案の概要》

三洋電機は、単体の財務書類について、子会社及び関連会社株式（以下「子会社等株式」という。）の過大計上及び関係会社損失引当金の過小計上等により、平成 13 年 3 月期から平成 17 年 3 月期の各期において、それぞれ純資産額を約 1000 億円以上過大に計上した重大な虚偽のある財務書類を添付した有価証券報告書を関東財務局へ提出した。

（1）公認会計士 2 名について

a) 三洋電機が行っていた子会社等株式に係る減損について

三洋電機は、平成 13 年 3 月期決算時に、① 5 事業年度で累積欠損金の解消を目標にした事業計画を作成し、② 当該 5 事業年度の計画は固定して見直しを行わず、③ 翌期以降、各事業年度の計画未達成相当額を減損するという会計処理の方針を策定し、平成 16 年 9 月期まで同様の会計処理を行っていた。

更に、平成 15 年 3 月期以降、実績が事業計画に比して大幅に低下している子会社について、平成 18 年 3 月期までに得られる利益では解消困難と考えられる累積損失相当額を減損していた。

また、平成 17 年 3 月期には新たに 5 事業年度の計画を作成したが、一部の子会社等については、純資産額に 5 事業年度の利益額を加えた額と簿価との差額を減損していた。

このため、三洋電機の会計処理では、取得原価に比して実質価額が著しく下落し、かつ十分な証拠により取得原価にまで回復が見込まれない子会社等株式について、時価又は実質価額までの減額が行われていなかった。

当該公認会計士 2 名は、三洋電機の子会社等株式の減損の方法については承知していたが、当該会計処理が金融商品会計基準の範囲内の会計処理であると誤認し、平成 17 年 3 月期に至るまで三洋電機が上記のルールに基づき会計処理を行うことを認めていた。

b) 子会社等株式の回復可能性の検討の範囲について

当該公認会計士 2 名は、平成 13 年 3 月期から平成 16 年 3 月期までは、三洋電機の子会社等のうち、累積欠損金額が大きい 11 社ないし 16 社についての事業計画等を入手して検討したのみで、その他の子会社等については、ヒアリングなどの簡易な方法により回復可能性を判断していた。

このため、事業計画を入手した子会社等以外にも、減損の必要な子会社等が存在していたことを見逃すなど、子会社等の回復可能性について十分な証拠により判断することを怠っていた。

(2) 公認会計士2名について

公認会計士1名は平成13年3月期から平成15年3月期について、公認会計士1名は平成16年3月期及び平成17年3月期について、主として三洋電機の連結決算の監査担当として関与していた。

三洋電機の子会社等株式に関する会計処理の方法は審査資料等に明瞭に記載されており、当該公認会計士2名もその内容は確認していたが、(1)の公認会計士等の判断に従い、三洋電機の会計処理を認めていた。

また、子会社等の回復可能性の検討について、監査調書の査閲を十分に行わなかったことから、実質価額が簿価の50%以下になっている子会社等のうち、事業計画を入手した会社が一部しかなかったことを見逃した。

(注) (2)の公認会計士2名の過失の態様は同様であるが、平成15年に業務停止の期間の見直しを含む公認会計士法の改正が行われ、平成16年4月より施行されていることから、両名の業務停止の期間には差が生じている。

事案2

第123回審査会(平成20年10月22日開催)において、株式会社セタが作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った監査法人夏目事務所及び当該監査証明に係る業務執行社員であった公認会計士2名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成20年10月24日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る「処分の概要」及び「事案の概要」は以下のとおりである(金融庁の公表資料から引用)。

「処分の概要」

株式会社セタ(以下、「セタ」といいます。)が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った監査法人夏目事務所及び当該監査証明に係る業務執行社員であった公認会計士に対する調査の結果に基づき、本日(平成20年10月24日)、下記の処分及び懲戒処分を行いました。

記

1. 監査法人

(1) 処分対象及び内容

監査法人夏目事務所

業務の一部の停止1ヶ月(契約の新規の締結に関する業務の停止)

(平成20年11月1日から平成20年11月30日まで)

(2) 処分理由

監査法人夏日事務所については、セタの平成 19 年 3 月期の財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

2. 公認会計士

(1) 処分対象及び内容

公認会計士 2 名

業務停止 3 ヶ月（平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日まで）

(2) 処分理由

上記 2 名は、セタの平成 19 年 3 月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

《事案の概要》

セタは、平成 19 年 3 月期において、平成 19 年 4 月以降に出荷が予定されている製品について、取引先と共謀し製品の出荷・受領に関する証憑を偽造する方法により、本来、平成 20 年 3 月期に計上すべき売上 806 百万円を平成 19 年 3 月期の売上として計上した、重大な虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該業務執行社員の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

① 公認会計士 1 名は、売上の監査に関して、最終出荷分に係る証憑を入手したものの、期間帰属の適正性を確認する手続である期末日前後の売上傳票等の通査を実施しておらず、当期の売上に関する証憑の中に、当該最終出荷分よりも後に出荷された可能性を示す証憑があることに気づかないなど、情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠の入手及び検討を怠っていた。

また、売上に係る証憑において、関係証憑間において売上先名や製品受領日が異なっているという矛盾について、その理由等を確認しておらず、監査証拠として利用する情報の信頼性の検討を怠っていた。

さらに、セタの監査計画で定めた重要性の基準値を上回る売掛金残高のある得意先からの残高確認書が未回収、かつ、代替手続が未完了にもかかわらず適正意見を表明しており、売掛金に関して十分かつ適切な監査証拠の入手を怠っていた。

② 公認会計士 1 名は、売掛金の監査を担当していたが、未回収となった残高確認書の回収をもう一人の業務執行社員に任せ、その後の確認を怠っていた。

また、たな卸資産の確認に関して、最終出荷分に係る証憑を入手したものの、当該証憑と他の出荷に係る証憑等との間の前後関係を確認せず、出荷に係る証憑間の不整合の可能性に気づかないなど、監査証拠として利用する情報の信頼性の検討を怠っていた。

事案 3

第 138 回審査会（平成 21 年 6 月 16 日開催）において、公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 21 年 6 月 23 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

公認会計士が行った下記の行為について、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 21 年 6 月 23 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行いました。

記

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止 3 ヶ月（平成 21 年 6 月 26 日から平成 21 年 9 月 25 日まで）

（2）処分理由

同公認会計士は、株式会社アルゴ 21 ほか 4 銘柄の株式について、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか 4 社が公開買付を行うことを決定した事実の一部の伝達を受け、金融商品取引法で禁止されているインサイダー取引を行った。この行為は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。